

【第5期障害福祉計画 地域生活支援事業の見込量】

(1年あたりの利用人数及びサービス量を記載)

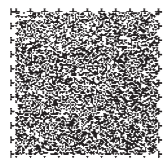
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
		2018	2019	2020
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
(3)相談支援事業				
①障害者相談支援事業	実施見込みヶ所数	5ヶ所	5ヶ所	5ヶ所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用見込み件数	7人/年	8人/年	9人/年
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
(6)意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み件数	937件/年	946件/年	955件/年
②手話通訳者設置事業	実設置見込み者数	5人/年	5人/年	5人/年
(7)日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付等見込み件数	72件/年	73件/年	74件/年
②自立生活支援用具	給付等見込み件数	150件/年	152件/年	154件/年
③在宅療養等支援用具	給付等見込み件数	129件/年	130件/年	131件/年
④情報・意思疎通支援用具	給付等見込み件数	263件/年	266件/年	269件/年
⑤排泄管理支援用具	給付等見込み件数	926件/年	935件/年	944件/年
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等見込み件数	47件/年	47件/年	47件/年
(8)手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	283人/年	283人/年	283人/年
(9)移動支援事業	実利用見込み者数	1,424人/年	1,461人/年	1,479人/年
	延べ利用見込み時間数	197,563時間	202,305時間	207,160時間
(10)地域活動支援センター				
地域活動支援センター(I型) ※自市町村所在施設利用者	実施見込みヶ所数	2ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
	実利用見込み者数	40人/年	40人/年	40人/年
地域活動支援センター(II型) ※自市町村所在施設利用者	実施見込みヶ所数	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
	実利用見込み者数	20人/年	20人/年	20人/年
(11)精神障害者地域生活支援広域調整等事業				
①地域生活支援広域調整会議等事業	協議会の開催見込み数	-回	-回	1回
(12)任意事業				
福祉ホームの運営	実利用見込み者数	20人/年	20人/年	20人/年
訪問入浴サービス	実利用見込み者数	89人/年	89人/年	89人/年
日中一時支援	実利用見込みヶ所数	8ヶ所	8ヶ所	8ヶ所
	実利用見込み者数	2,400人/年	2,425人/年	2,450人/年
地域移行のための安心生活支援		3室	3室	3室
巡回支援専門員整備		200回/年	200回/年	200回/年
点字・声の広報等発行	実利用見込み者数	951人/年	431人/年	811人/年
自動車運転免許取得・改造助成	実利用見込み者数	17人/年	17人/年	17人/年
更生訓練費給付	実利用見込み者数	54人/年	52人/年	50人/年

平成30年3月発行 (広報印刷物登録番号 No.1596)

発行 世田谷区 編集 世田谷区障害福祉担当部障害施策推進課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27

電話 03-5432-2958 FAX 03-5432-3021 <http://www.city.setagaya.lg.jp/>



せたがやノーマライゼーションプラン (世田谷区障害者計画) 一部見直し

(平成27(2015)年度～平成32(2020)年度)

第5期世田谷区障害福祉計画

(第1期世田谷区障害児福祉計画)

(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)

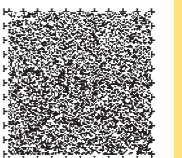
【概要版】



このマークは「イエローリボン」といいます。日本では、障害者の権利を守るシンボルマークとして活用されています。障害のある人びとの、その人らしい自立と社会参加をめざします。

平成30(2018)年3月

世田谷区



1 計画の位置付け

本プランは、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」。障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画として策定しています。

2 見直しの背景

現プランの策定後の法改正や社会状況の変化、区の取組み状況等を反映し、今後の障害者施策の進むべき方向性を明確にするため、プランの一部見直しが必要となっています。

3 【基本理念】と【基本的な方向性】

【基本理念】

障害の有無に関らず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現

【基本的方向性】

障害に対する理解や配慮の促進

共生社会の実現のための区民、事業者、区の連携、協働

ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

地域包括ケアの推進

4 見直しの背景となる主な課題（法改正、社会状況、区民ニーズ等）

<法改正・国の動向>

- 国は「地域共生社会」の実現に向け、障害者総合支援法、児童福祉法、介護保険法等の改正を行っている。
- 医療的ケアを要する障害児への支援に向けて、保健・医療・福祉・教育等の各分野の連携が必要である。

<社会状況・区民ニーズ等>

- 障害者の高齢化を受けて、介護保険の円滑な利用も含め、個々の状況に応じたサービス提供が必要となっている。
- 精神障害者の増加や退院後の支援の必要性を踏まえ、施策の充実が必要である。
- 障害者の地域生活を支援する総合的な施設として、平成31年4月に梅ヶ丘拠点の障害者施設が開設する。
- 東京2020大会も踏まえた障害者スポーツの充実や、青年・成人期の居場所づくりが求められている。
- 障害者差別解消法の認知度は29.2%（平成29年度調査）。
- 障害理解とともに更なる法の周知・啓発が必要である。

5 施策の体系

※太字は項目名を変更したものの

I 生活（くらし）	1 生活支援（せいかつ）	(1)在宅サービスの充実 (2)地域移行の促進と 定着支援 (3)日中活動の充実 (4)サービスの質の向上
	2 保健・医療（けんこう）	(1)予防の充実 (2)健康づくりの推進 (3)リハビリテーションの充実 (4)医療と福祉との連携 (5)母子保健事業と連携したフォロー体制の拡充
	3 生活環境（まちとすまい）	(1)居住支援の充実 (2)ユニバーサルデザインの推進 (3)移動のための支援の充実
II 社会的活動（かっどい）	4 雇用・就労、経済的自立の支援（はたらき）	(1)就労支援の充実 (2)雇用の促進 (3)工賃の向上 (4)経済的自立の支援
	5 教育、文化芸術活動、スポーツ等（そだち・まなび）	(1)早期支援の充実 (2)地域支援の充実 (3)途切れのない支援 (4)教育・保育の充実 (5)配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保 (6)生涯学習・ 余暇活動 の推進 (7)スポーツの推進 (8)文化・芸術活動の振興
III 支援（やねん）	6 情報アクセシビリティ（つながり）	(1)意思疎通支援の充実 (2)行政情報へのアクセシビリティの向上
	7 行政サービス等における配慮（さんか）	(1)区職員等に対する研修の促進 (2)合理的配慮の提供 (3)区の政策・施策形成への参画の支援
	8 安全・安心（あんしん）	(1)相談支援体制の 強化 (2)支援ネットワークの構築 (3)保健福祉人材の育成・確保 (4)家族支援の充実 (5)見守りの推進 (6)防災・ 防犯 対策の推進
	9 差別の解消、権利擁護の推進（りかい・まもる）	(1)障害理解の促進 (2)障害を理由とする差別の解消の促進 (3)虐待の防止 (4)権利擁護の推進

6 主な見直し内容

<個別テーマ>

<高齢障害者への支援の充実>

- 障害者が高齢になっても個々の状況に応じた福祉サービスが利用できるよう、制度改正を踏まえ地域障害者相談支援センターとあんしんすこやかセンター、相談支援専門員とケアマネジャーの連携など、制度やサービスに関わる情報共有のための研修や事例検討等を実施します。

<医療的ケアを要する障害児と家族の支援>

- 保健・医療、福祉、教育等の連携強化に向け、関係機関による「(仮称)医療的ケア連携協議会」を設置します。
- 医療的ケアを要する児童に対応する児童発達支援施設の整備・誘導や相談支援事業所の育成など、成長段階に応じた支援に取り組みます。

<精神障害者と家族等の支援の充実>

- 精神保健の相談について、既存機能の再整理を行い、効果的な支援とサービスの提供に向けて取り組みます。
- 退院後の地域生活の支援に向けて、「自立生活援助」の活用や就労支援等を推進します。

<スポーツ、文化・芸術、余暇活動等の推進>

- 東京2020大会を踏まえ、障害者スポーツの充実や文化・芸術活動の支援に取り組めます。
- 青年・成人期における余暇活動等への支援の充実や居場所づくりに努めます。

<防災・防犯対策の強化>

- 災害時の支援に向けた体制整備や、福祉避難所の開設・運営体制の強化を進めます。
- 障害者施設等における防犯設備の整備や、防犯活動などの取り組みを強化します。

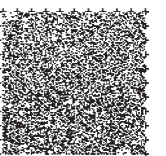
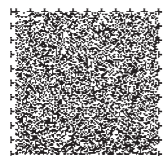
<基盤となるテーマ>

<地域包括ケアシステムの推進>

- 障害者とその家族の状況に応じた支援を一体的に提供するため、身近な地区での相談から障害種別に対応した専門相談まで、相談支援事業所を含めた一貫した相談支援体制を強化するとともに、相談支援の質の向上を図ります。

<障害理解の促進と障害者差別解消法の周知>

- 障害者差別解消法の周知や障害理解に向けた啓発の強化、障害者差別解消に向けた実効ある取り組みを進め、「共生社会ホストタウン」として心のバリアフリーを推進します。



第5期世田谷区障害福祉計画（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）

【第1期世田谷区障害児福祉計画】

1 計画に係る基本的事項

- (1) 計画の位置付け
障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定します。また、児童福祉法の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」も一体的に策定し、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を内包する「世田谷区子ども計画（第2期）（平成27(2015)年度～平成36(2024)年度）」との整合を図ります。
- (2) 計画期間
平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3ヶ年を計画期間とします。
- (3) 計画の対象
障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他心身の機能の障害があり、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある区民を対象とします。高次脳機能障害や難病患者を含みます。

2 計画の内容

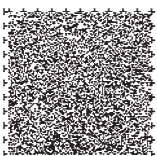
- 計画の実施により達成すべき「成果目標」「活動指標」「サービスの見込量」について、国の指針に基づき定めます。併せて、サービスの見込量確保のための方策を定めます。
- 世田谷区独自の取組みとして、本計画期間中における「重点取組み」を定めます。

3 計画の評価・検証

PDCAサイクルの手法により各年度の取組みを評価・検証し、障害者施策推進協議会・地域保健福祉審議会へ報告し、進捗管理を行っています。また、自立支援協議会への情報提供を行っています。

4 第4期障害福祉計画の実施状況

- (成果目標) 福祉施設入所者の地域生活への移行者数は、3年間で11名(見込)と目標を下回っている。
- (活動指標) 生活訓練(機能訓練)や放課後等デイサービスで、サービス提供量が計画を大きく上回っている。
- (主要テーマ) 指定特定相談支援事業者が、3年間で17事業者増加し39事業者(見込)となった。短期入所やグループホームの確保に努めた。



5 本計画における「成果目標」と「活動指標」

- (1) 「成果目標」国の指針に基づき、第4期計画の実施状況も踏まえ、平成32年度末の成果目標を設定
- ① 福祉施設の施設入所者の地域生活への移行
(内容) ●移行者数 38人 ●入所者数 445人
 - ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(内容) 関係者による協議の場の設置
 - ③ 地域生活支援拠点(相談、体験の機会・場など5つの機能)等の整備
(内容) 身体障害者自立体験ホームなどの各機能の連携による面的整備にて対応
 - ④ 福祉施設から一般就労への移行等
(内容) ●移行者数 140人
●「就労定着支援事業」による支援開始1年後の職場定着率 80%
 - ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
(内容) ●医療的ケア児支援の協議の場の設置(平成30年度)
●児童発達支援センターの設置数 2ヶ所(民立)
*「あけぼの学園」「めばえ学園」が該当
- (2) 「活動指標」*年度ごとに設定
「成果目標」の達成に向け、各事業の実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めています。
- ① 障害福祉サービス等(訪問系サービス、日中活動系サービス等)
 - ② 地域生活支援事業(必須事業:自発的活動支援、意思疎通支援等/任意事業:訪問入浴サービス、日中一時支援等)
 - ③ 児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスの見込量(障害児通所支援、障害児相談支援)

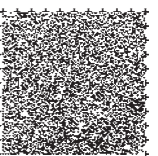
7 第5期障害福祉計画における重点取組み

施策を支える「基盤性」、新たな視点を持って取り組む「先駆性」、世田谷区らしさを表す「象徴性」などを意識し、「参加と協働」の視点を持ちながら、第5期障害福祉計画の期間中に以下の3項目を重点取組みとして施策を推進していきます。

- (1) 障害理解の促進と障害者差別の解消
- 【成果目標】
- 障害者差別解消法の認知度 50%*
- *平成32年度末目標
- 【取組み内容】
- 区立小・中学校教員を対象とした障害理解を含む研修の実施 6回/年
 - 商店街等における障害理解に向けた取組みの推進 区内全域で実施

- (2) 障害者の地域生活の支援
- 【成果目標】
- 障害者の日中活動の場である通所施設での受入人数 生活介護 合計 717人
就労継続B 合計 686人
 - 障害者の居住の場であるグループホームの定員増 合計 370人
- 【取組み内容】
- 増加する施設ニーズに対応した通所施設の拡充等
 - 個々のニーズに沿ったグループホームの整備 96人分増
 - 医療的ケア児に対応できる障害児相談支援事業所の充実 3ヶ所増(計4ヶ所)

- (3) 障害者就労の促進
- 【成果目標】
- 企業等への就職者 年間 140人
 - 協議会主催の企業向けセミナーへの延べ参加企業数(平成32年度) 140社
 - 区内就労継続支援B型事業所の平均工賃月額 前年度実績を上回る
- 【取組み内容】
- 就労支援ネットワーク定例会 20回/年
 - 区役所内体験実習の実施 40人/年
 - 発達障害のある方のためのスキルアップ講座 12回/年ほか



6 第1期障害児福祉計画

障害児のライフステージに沿って、関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

- 児童発達支援、障害児相談支援、個別の教育支援等の連携を図り、適切な支援を行うとともに、就学後にむけた円滑な引継ぎを行います。
- 児童相談所の設置も踏まえ、地域の保健・医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、児童と保護者に対しても一体的な支援に取り組みます。
- 医療的ケアを要する障害児と家族の支援に向け、保健・医療、福祉、教育等の連携強化を図ります。 など

- (1) 「成果目標」国の指針に基づき設定(再掲)
(内容) ●医療的ケア児支援の協議の場の設置 (平成30年度)
●児童発達支援センターの設置数 2ヶ所(民立)
- (2) 「活動指標」*年度ごとに設定(再掲)
(内容) 児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスの見込量(障害児通所支援、障害児相談支援)

【計画期間における取組みの具体的な内容】

- 医療的ケア児に対応できる障害児相談支援事業所の充実 3ヶ所増(計4ヶ所)
- 区立保育園(指定保育園)における医療的ケアの実施 計4園
- 区内保育施設等における障害理解・適切な対応のための指導・研修 (平成32年度) 550回/年
- 区立小・中学校教員を対象とした障害理解を含む研修の実施 6回/年

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画における「成果目標」

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

指標	目標値	目標年度
◆ 地域生活への移行者数	38人	平成32(2020)年度
◆ 施設入所者数	445人	平成32(2020)年度

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

指標	目標値	目標年度
◆ 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	会議体の設置	平成32(2020)年度

(3) 地域生活支援拠点等の整備

指標	目標値	目標年度
◆ 地域生活支援拠点等の整備	面的整備1ヶ所	平成32(2020)年度

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

指標	目標値	目標年度
◆ 一般就労への移行者数	140人	各年度
◆ 「就労移行支援事業」の利用者数	283人	平成32(2020)年度
◆ 利用者の就労移行率が3割を超える「就労移行支援事業所」の割合	50%	平成32(2020)年度
◆ 「就労定着支援」(平成30年度新設)による支援開始1年後の職場定着率	80%	各年度
◆ 「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労への移行者数 (上記の「一般就労への移行者数」の内数)	80人	各年度
◆ 「区市町村障害者就労支援事業」による支援開始1年後の職場定着率	80%	各年度

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【障害児福祉計画】

指標	目標値	目標年度
◆ 児童発達支援センターの設置	2ヶ所(民立) (平成29年度現在 2ヶ所)	平成32(2020)年度
◆ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1ヶ所 (梅ヶ丘拠点の障害者施設(民間棟)にて開始)	平成31(2019)年度
◆ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援事業所 7ヶ所 (平成29年度現在 5ヶ所) 放課後等デイサービス事業所 4ヶ所 (平成29年度現在 2ヶ所)	平成32(2020)年度
◆ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	「世田谷区医療連携推進協議会障害部会」を、医療的ケア児支援のための協議の場(「(仮称)医療的ケア連携協議会」)として位置づけます。	平成30(2018)年度

【第5期障害福祉計画 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの見込量】

(1ヶ月あたりの利用人数及びサービス量を記載)

		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		2018		2019		2020	
サービス	訪問系	71,069	時間分/月	75,286	時間分/月	78,963	時間分/月
	利用者数	1,089	人/月	1,094	人/月	1,096	人/月
日中活動系サービス	居宅介護/重度訪問介護/同行援護/行動援護/重度障害者等包括支援	20,484	人日分	21,150	人日分	21,420	人日分
		1,138	人/月	1,175	人/月	1,190	人/月
	生活介護	144	人日分	144	人日分	144	人日分
		24	人/月	24	人/月	24	人/月
	自立訓練(機能訓練)	1,010	人日分	1,010	人日分	1,010	人日分
		101	人/月	101	人/月	101	人/月
	自立訓練(生活訓練)	3,780	人日分	4,005	人日分	4,245	人日分
		252	人/月	267	人/月	283	人/月
	就労移行支援	969	人日分	1,003	人日分	1,037	人日分
		57	人/月	59	人/月	61	人/月
	就労継続支援(A型)	18,000	人日分	18,528	人日分	19,056	人日分
		1,125	人/月	1,158	人/月	1,191	人/月
	就労継続支援(B型)	66	人日分	133	人日分	157	人日分
		22	人/月	51	人/月	71	人/月
就労定着支援(平成30年度より新設)	69	人/月	70	人/月	71	人/月	
療養介護	2,569	人日分	3,634	人日分	3,800	人日分	
	367	人/月	395	人/月	400	人/月	
短期入所(福祉型)	252	人日分	259	人日分	266	人日分	
	36	人/月	37	人/月	38	人/月	
短期入所(医療型)	17	人/月	17	人/月	26	人/月	
自立生活援助(平成30年度より新設)	383	人/月	410	人/月	437	人/月	
共同生活援助(グループホーム)	424	人/月	464	人/月	464	人/月	
施設入所支援	965	人/月	989	人/月	1,008	人/月	
計画相談支援(個別計画作成)	11	人/月	11	人/月	17	人/月	
地域移行支援	6	人/月	6	人/月	9	人/月	
地域定着支援							

【第1期障害児福祉計画 児童福祉法に基づく障害児サービスの見込み量】

(1ヶ月あたりの利用人数及びサービス量を記載)

		平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		2018		2019		2020	
(1)障害児通所支援							
児童発達支援	3,885	人日分	3,935	人日分	3,985	人日分	
	777	人/月	787	人/月	797	人/月	
居宅訪問型児童発達支援(平成30年度より新設)	0	人日分	0	人日分	2	人日分	
	0	人/月	0	人/月	1	人/月	
放課後等デイサービス	9,584	人日分	10,224	人日分	10,864	人日分	
	1,198	人/月	1,278	人/月	1,358	人/月	
保育所等訪問支援	1	人日分	3	人日分	3	人日分	
	1	人/月	3	人/月	3	人/月	
医療型児童発達支援	63	人日分	72	人日分	72	人日分	
	7	人/月	8	人/月	8	人/月	
(2)障害児相談支援							
障害児相談支援	323	人/月	331	人/月	339	人/月	

